

広島市消防局告示第6号
令和8年3月12日

必要な知識及び技能を有する者の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

広島市消防局長 貞森 英樹

必要な知識及び技能を有する者の指定の一部を改正する告示
必要な知識及び技能を有する者の指定（平成4年広島市消防局告示第1号）の一部を次のように改正する。

本文第1項中「第7条の2第2項」の右に「、第7条の3第2項」を加える。

附 則

この告示は、令和8年3月31日から施行する。